

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和7年1月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
1	令和6年度 水の回廊における橋上空間等に関する調査検討業務委託	建設コンサルタント	セントラルコンサルタント株式会社	¥64,361,000	1月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託ー2	建設コンサルタント	日本工営株式会社	¥139,722,000	1月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託ー3	建設コンサルタント	エイト日本技術開発・日本工営特別共同企業体	¥164,164,000	1月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	慶沢園管理運営業務委託	建物等各種 施設管理	日比谷アメニス・大阪造園土木・庭樹園特別共同企業体	¥187,350,000	1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	建設局情報ネットワーク機器移設業務委託ー2	情報処理	富士通Japan株式会社	¥1,375,000	1月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度 水の回廊における橋上空間等に関する調査検討業務委託

2. 契約相手方

セントラルコンサルタント株式会社

3. 随意契約理由

本業務は、水の回廊に架かる橋梁において、様々な地域課題により高いポテンシャルが活かされていないといった課題解決に向け、地元や沿道企業などから日常的な維持管理等の担い手の発掘や橋上空間などを有効活用できる将来的な整備方針を決定するため、万博開催時に橋上空間の利活用社会実験を実施し、課題抽出や検討を行うものである。

対象としている橋上空間については、道路法、河川法、道路交通法といった法的制約の多い中で利活用の実施スキームを定める必要があり、全国的にも事例が少なく、標準的な実施手法等が定められていない業務である。地元や沿道企業などと密にコミュニケーションをとり、それらのニーズを把握したうえで全体を調整し、「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」や中之島の整備計画等とも整合をとりつつ、持続的な維持管理スキームや整備方針へ繋がる社会実験の企画立案をするといった高い技術力と総合力が求められ、前例の少ない取り組みについても高度な知識や豊富な経験、構想力、企画力、専門性を活かした提案を受けて、地元や関係者等の意見をより反映する必要がある。

以上のことから、令和6年度 水の回廊における橋上空間等に関する調査検討業務委託の公募型プロポーザル方式受託者選定会議において意見を聴取した結果、セントラルコンサルタント株式会社が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、セントラルコンサルタント株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 道路河川部 橋梁課 (電話番号 06-6615-6818)

随意契約理由書

1 案件名称 大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託－2

2 契約相手方 日本工営株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

建設局の橋梁管理については、平成 20 年度に今後 30 年間おける各種事業計画を取りまとめた「大阪市橋梁保全更新計画（以下、本計画という）」を策定しており、LCC の縮減や予算平準化を図っている。

昨年度より本計画の全面的な改訂を進めており、現在実施している現状分析や課題抽出の結果を踏まえ、本業務では架替事業計画と耐震事業計画の改訂及び、その他事業計画を含めた全体計画の取りまとめを行うものである。

本業務の検討における「架替橋梁選定の指標」や「液状化対策導入の考え方」については明確な基準が定められていない。また「全体事業費の平準化手法」については、本市の予算状況等を踏まえた検討が必要であり、技術面だけでない総合的な視点が求められる

以上のことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、日本工営株式会社大阪支店が契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、日本工営株式会社大阪支店と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署 建設局 道路河川部 橋梁課 （電話番号 06-6615-6818）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託－ 3

2 契約の相手方

エイト日本技術開発・日本工営特別共同企業

3 随意契約理由

建設局の橋梁管理については、平成 20 年度に今後 30 年間おける各種事業計画を取りまとめた「大阪市橋梁保全更新計画（以下、本計画という）」を策定しており、LCC の縮減や予算平準化を図っている。

昨年度は、この計画に基づく橋梁の維持管理を実施して 15 年目を迎えるとともに、管理橋梁の平均橋齢が 50 歳超え、国により法制化された 5 年毎の橋梁点検が 2 巡目の完了した節目の年であった。社会情勢も変化も踏まえ、本計画の全面的な改訂を、昨年度から実施しているところである。

本計画における検討において、「点検や診断の効率化・高度化」について、全国的に推進する動きはあるものの、まだまだ事例も少なく、明確な基準があるわけではない。また「データベースやマネジメントフローの再構築」においては、本市の業務体制を十分に把握して、今後の持続性も考慮した高度な検討が必要である。

これらのことから、プロポーザル方式により事業者を選定し、提案内容に基づいた保全更新計画の改訂を行うことで、今後 30 年間のより経済的かつ効率的な橋梁の維持管理に寄与すると考えている。

以上のことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、エイト日本技術開発・日本工営特別共同企業体が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、エイト日本技術開発・日本工営特別共同企業体と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 道路河川部 橋梁課 （電話番号 06-6615-6818）

随意契約理由書

1 案件名称 慶沢園管理運営業務委託

2 契約相手方 日比谷アメニス・大阪造園土木・庭樹園特別共同企業体

3 随意契約理由

本業務は、大阪市文化財指定名勝として作庭当時を維持し、庭園の歴史等を含め専門的な知識をもって管理するため、高度な技術力・創造性を発揮した維持管理手法を用いて、情緒ある庭園として維持していく必要があり、短期では実現しない約3年間という長期的な視点を踏まえた管理運営手法の提案を求める必要がある。さらに知名度向上を目指すためには、ウェブサイトやSNS等の多様な媒体を活用した効果的な情報発信など、広報活動における民間事業者の持つ柔軟な発想力が必要であり、加えて慶沢園のブランド力を高めるためには、隣接する美術館など天王寺公園内の他施設と連携したプロモーションを実施するなど、一体的な企画運営に関する知識やノウハウ、経験等に基づく実現性及び実効性を兼ね備えた魅力的な提案を求める必要がある。左記のとおり日本庭園としての高質かつ持続的な維持管理だけでなく、庭園の価値・認知度向上のための情報発信や天王寺公園内の他施設の連携が必要であるが、季節に応じた生育状況等を踏まえるなど、最適な庭園の見どころを見極め、適当な時期に発信を行うことを円滑に行うことで最大限に効果を発揮できると考えることから、一体的な運営が必要であるため、公募型プロポーザル方式による選定を採用したものである。

上記を踏まえ、「慶沢園管理運営業務委託」公募型プロポーザル方式受託者選定会議において有識者の意見を聴取した結果、日比谷アメニス・大阪造園土木・庭樹園特別共同企業体が契約相手方として最適であると判断されたため、日比谷アメニス・大阪造園土木・庭樹園特別共同企業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 公園緑化部 調整課 企画運営担当（電話番号:06-6615-6759）

随 意 契 約 理 由 書

1 委託名称

建設局情報ネットワーク機器移設業務委託ー 2

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

庁内情報利用ネットワーク及び各種業務システムネットワークを利用するにあたり、建設局の事業所においては建設局情報ネットワーク機器をリース契約し本市業務に使用している。

本業務委託は、南部方面管理事務所管理棟で発生した火災により、南部管理事務所から仮移転先であるもと南工営所へネットワーク機器の移設及び配線等対応を行うものである。

現状では、仮執務室として3・4階の会議室を利用し業務を行っているが、執務スペース及び空調能力、電源設備の不足など業務を行うには環境的課題が多くあることから、課題解決のため、もと南工営所への仮移転が決まった。しかし、当該建物への移転にあたり早期にネットワーク環境整備の対応を行う必要がある。

事業所の建設局情報ネットワークにおいては、庁内情報及び業務システムのネットワークシステムを構築しているため、配線接続から動作環境の設定に至るまで複雑多岐にわたっており、不特定の業者による移設作業は煩雑なものとなるのみならず、万一障害等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する必要がある。また障害時の責任分界点の一貫性から、これらの作業は当該機器保守業者でなければ実施することができない。

以上のことから、当該機器保守業者である富士通 Japan 株式会社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部企画課 DX 推進担当（電話番号：06-6615-6827）